

労働者派遣事業に係る情報公開（待遇決定方式）

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、派遣労働者の待遇決定方式に係る情報を以下の通り公開致します。

労使協定の締結の有無	当社では、労働者派遣事業の許可を得ている全ての事業所（13事業所）を1つの締結単位として労使協定を締結しています。
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	<p>当社の労使協定は、以下の職種に就業される派遣労働者の皆さまに適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none">1.研究者、2.開発技術者、3.製造技術者、4.建築・土木・技術者等、5.情報処理・通信技術者、6.その他の技術者、7.医師、薬剤師等、8.保健師、助産師等、9.医療技術者、10.その他の保健医療、11.社会福祉の専門的職業、12.教育の職業、13.著述家、記者、編集者、14.美術家、デザイナー等、15.音楽家、舞台芸術家、16.その他の専門的職業、17.一般事務員、18.会計事務員、19.生産関連事務員、20.営業・販売関連事務員、21.外勤事務員、22.運輸・郵便事務、23.事務用機器操作の職業、24.商品販売の職業、25.販売類似の職業、26.営業の職業、27.家庭生活支援サービス、28.介護サービスの職業、29.保健医療サービス、30.生活衛生サービス、31.飲食物調理の職業、32.接客・給仕の職業、33.居住施設・ビルの管理、34.その他のサービス、35.農業の職業、36.生産設備（金属）、37.生産設備（金属除く）、38.生産設備（機械）、39.金属材料製造等、40.製品製造・加工処理、41.機械組立の職業、42.機械整備・修理の職業、43.製品検査（金属）、44.製品検査（金属除く）、45.機械検査の職業、46.生産関連・生産類似、47.自動車運転の職業、48.その他の輸送の職業、49.定置・建設機械運転、50.電気工事の職業、51.運搬の職業、52.清掃の職業、53.包装の職業、54.その他の運搬等の職業 <p>※いずれも「職業安定業務統計」の「中分類」によります。</p>
労使協定の有効期間終期	2025年3月31日

※ 2024年度（令和6年度（2024年4月1日～2025年3月31日））の派遣労働者の待遇につきましては、2023年中に厚生労働省より公表される「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」（令和6年度適用）を元に上記労使協定の改定を予定しております。

※ 2025年度の労使協定は、2025年1月頃の締結を予定しております。